

改正後	改正前
<p data-bbox="85 208 771 237">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="469 285 941 314" style="text-align: center;">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="139 388 1270 537">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合があります。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="161 548 976 577">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="161 585 1086 614">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="139 625 282 654">1 記載要領</p> <p data-bbox="161 666 1270 778">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="181 790 1243 819">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="181 830 1243 859">ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="181 871 1119 900">ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="161 911 1270 985">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="161 996 1270 1153">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書の金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="161 1164 1270 1238">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="161 1250 1270 1362">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるとき、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="203 1373 1031 1402">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="139 1414 260 1443">2 提出先</p> <p data-bbox="181 1454 455 1483">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="139 1495 282 1524">3 根拠条文</p> <p data-bbox="181 1535 455 1564">措法第10条、第10条の2</p>	<p data-bbox="1361 208 2047 237">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1747 285 2247 314" style="text-align: center;">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="1402 388 2595 544">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合があります。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1424 556 2285 585">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1424 593 2403 622">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1402 633 1553 662">1 記載要領</p> <p data-bbox="1424 674 2595 786">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="1443 797 2565 826">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1443 838 2565 867">ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1443 879 2433 908">ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1424 919 2595 993">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="1424 1004 2595 1161">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書の金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1424 1172 2595 1246">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1424 1257 2595 1371">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるとき、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1465 1383 2343 1412">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="1402 1423 1528 1452">2 提出先</p> <p data-bbox="1443 1464 1736 1493">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1402 1505 1553 1534">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1443 1545 1706 1574">措法第10条、10条の2</p>